

## 総務省政策会議 議事要旨

日時 平成21年10月13日(火)9時15分～10時20分

場所 衆議院第2議員会館第1会議室

議題 ① 平成21年度補正予算の見直し及び平成22年度予算概算要求について  
② 税制調査会について

### <主催者等あいさつ>

原口大臣、渡辺副大臣、内藤副大臣

### <主な意見・質疑>

渡辺副大臣より議題について一括して説明の後、出席者より発言。

○ 予算の問題だけでなく、地域のヒューマンリレーションが重要ではないか。

(原口大臣)

- ・ 地域から富、きずなを奪っているものと戦っていかなければならない。地域の自給力をあげていく。(エネルギーの)固定価格買取制度をマニフェストに書いているが、一人2キロワット、地域のエネルギーを生産することができれば地域にお金が入っていく。単なる財源ではなくて、「緑の分権改革」とよんでいるが、仕組みから変えていく。たとえば、郵政において地域から集めたお金の8割が国債に使われている。地域から中央にお金を吸い上げる仕組みを逆転させる。
- ・ 「人」に対する投資、「緑」に対する投資を抜本的に変えていくために、モデル地域をたくさんつくっていききたい。今までの経済至上主義、競争至上主義とは違う地域をつくっていききたい。
- ・ 三位一体改革で財政力の弱いところが苦しんでいる。交付税の法定率を引き上げるため戦っている。みなさんのバックアップをお願いしたい。

○ 国民の関心の強いテーマについて凍結、廃止になっている。総務省としてはどのような形で国民の声を聞いていくのか。

(原口大臣)

- ・ 地方六団体に対しても、あれを残してほしい、これがほしい、というやり方はやめると言っている。地方向けのお金は確かに減るものがある。しかし、中身をみると選挙対策といわんばかりの箇所付けもある。地域主権というのは地域に甘いことをいうことではない。地域とともに国の形を変えていくということ。

○ 自治体の意識改革が重要。

○ 一括交付金については、部門ごとにはできるところからでもやってほしい。

(原口大臣)

- ・ 地域主権とは、地域で間違った首長を選べば、その失敗の責任は地域で負うということ。厳しいシステムである。
- ・ 一括交付金については平成23年度からのスタートを工程表に書いているが、前倒しできるものは検討をしていきたい。

○ 補正予算の削減についてブロードバンド補助はどのように削減するのか。一律か、特定の団体か、そしていつ頃明示されるのか。

(内藤副大臣)

- ・ 苦渋の決断だった。ICTの利活用推進はいったん停止し、ブロードバンドゼロ地域の解消を今年度中に実現する。関係自治体には全く迷惑をかけずに確保した。ICTの利活用推進は、次年度以降整理して予算の立て直しを図っていきたい。

○ 特殊法人、独立行政法人改革については国だけではなく地方もまったなし。一度、全廃した上で、必要なものについて設けるくらいの姿勢で臨むべき。

(原口大臣)

- ・ 独法改革については賛成。キャッシュフローマネージメントについては、たとえば年金関係の独法だけでこの1年で約9兆6千億円も減らしている。ガバナンスをはっきりさせる必要がある。

○ 地方自治体はもっと改革をしなければならない。総務省の指導が大事。

(原口大臣)

- ・ 地方自治法を改正するべきである。地方議会のチェックと監査委員のチェックは横並びであり、これを変えていく必要がある。

○ 補正予算の見直しで、地元からこの事業はどうなっているのか、という問い合わせが多い。

(内藤副大臣)

- ・ ブロードバンド補助の予算は全く削減していない。削減したのはコンテンツ流通促進の実証実験など。大原則は、地方や個人に迷惑をかけないこと。内示前のものを徹底的に削減し、内示済みのものは尊重した。関係団体等には迷惑をかけていないと認識している。

○ 一括交付金化は地域主権推進室でどのように進めていくのか。

(逢坂議員)

- ・ 必ずしも十分に答えられる立場にはないが、一度に一括交付金化すると自治体の現場は混乱するので、経過期間をもうけていくのが現実的であろう。各省庁との調整は、分野ごとに束ねていくやり方、廃止できるものは個別に廃止していくやり方など、

どう進めていくかモデルケースを考えているところ。

○ 郵政の株式売却凍結やユニバーサルサービスの復活はどのように進めていくのか。法案を次期臨時国会で提出するのか。

(内藤副大臣)

・ 株式売却凍結の法案を速やかに提出することは与党の基本合意事項なので即刻やりたい。「ユニバーサルサービスの確保」と「4社の実質的な一体運営」の2点について見直しを早急にやりたいが、この臨時国会では、期間が短いこともあり、凍結法案はできても、改革基本法案については微妙なところ。

(長谷川政務官)

・ 先週末の閣議で私が亀井郵政改革担当大臣と原口大臣の調整を担うことになった。法案提出は亀井大臣。会期が短いので2本の法案をあげるのは難しい。2本を1本にする方法があるのか、あるいは改革基本法案は通常国会に送るのか、これからの議論。いずれにしても改革の方向性は昨年12月25日に民主党と国民新党でまとめたものを基本につくっていくことになる。

○ 郵政の見直し法案と返済猶予法案はともに亀井大臣が担当大臣であり、一緒の会期でやるとかなりきついというのが率直な印象。政府内でよく調整してほしい。

(内藤副大臣)

・ 臨時国会まであと約2週間。しっかりと両大臣で調整させていただきたい。

○ 地方分権改革や地方分権改革推進委員会についての経過説明を願いたい。

(渡辺副大臣)

・ 地方分権改革推進委員会の第3次勧告をうけて、保育園の設置規制など約900項目の義務付け・枠付けについて見直す。原口大臣が長妻厚労大臣と話をし、できるものは臨時国会でやっていくことにしている。行政通達で定められたものならばすぐに変えられるのではないか。

・ 分権の推進組織については、原口大臣は「発展的改組」と言っている。このまま存続することはありえない。具体的な指摘事項についてはやる。原口大臣は「今後国と地方の協議の場を法制化する。総理を本部長とし、地方の代表もその中に入り、新たな組織とする。」と言っている。それが推進委員会になるのか、これまでのメンバーも一部引き継ぐのか分からないが、具体的な提言をまとめていただいたことについては、これで終わりとするにはならないのでは。

○ 基本的にはその方向で良い。いわゆる政省令、通達で変えられるものについては年内に実行すれば、鳩山内閣で分権改革は進んでいく、という良い印象を首長にも住民にも与えられるのでそうすべきである。

○ 過疎対策法はこれまで議員立法だったが、平成22年3月末の期限切れを迎える

にあたりどうするのか。これまでの過疎債を認めて、後で、交付税で面倒をみるという、小手先のやり方でやっていくのか。地方に任せるべきものは地方に任せるべき。過疎法で市町村をあやつるのは意味がない。従来通りでやるのか、政府主導で思いきって変えるのか、いずれにしろ年内にやらなければならない問題。

○ 過疎対策法が期限切れを迎えるが、新過疎法は政府が法案を提出するのか。また新過疎法を見込んだ予算措置は新年度予算に講じられているのか。

(渡辺副大臣)

・ 過疎法についてはたくさんの意見がよせられており、内部で議論を行っているところ。議員立法を認めないという民主党の方針によれば政府で提出することになるが、これまで議員立法でやってきた背景もある。首長からは継続の声があるが、実のあることをやってほしいという要望がある。たとえば、空き家を改修して定住につなげていこうという施策があるが、使い勝手が悪く利用が少ない。一方で病院などインフラ整備が整っている中心部に高齢者向け集合住宅を建設する事業は需要がある。メニューの中身も含め、大臣と早急に詰めたい。期限が来ても何もしないということはありません。

○ インターネットによる選挙運動解禁についてはマニフェストなどにも記載されている。来年の参院選から実施できれば政権交代を実感できるのではないかと。臨時国会でできないとなると、総務省の中で検討するのか、それともこれは議員立法として検討すべきなのか。

(階政務官)

・ 選挙制度に係るものは引き続き議員立法でやれるが、選挙制度について与党とどのように進めていくのかについての議論はまだ始めていない。これから与党と話し合いたい。

○ 地域主権の推進や地方の出先機関の廃止について、どのようなスピード感をもって推進するのか。

(逢坂議員)

・ 出先機関の廃止について地方が望む場合は先行してやっていきたいというのが原口大臣の考えと聞いている。地域によっては口をつぐんでしまうところがあるのも実態。そのようなところは、事務事業の見直しをしっかりとやりながら、その地域にとってどういう体制で仕事をすることが国民にとってベストなのか提示した上で議論したい。いくつかの段階があると考えている。

○ 中央省庁から自治体へ職員が出向し、幹部に就任しているが、どうしても霞が関を向いて判断するクセがついている。地方の優秀な人材のやる気や、地域主権の推進という観点からも問題ではないか。中長期的な課題かもしれないが、まずは実態を把握したうえで、どういう方針でやっていくのか。中央省庁から自治体への出向をむ

やみにするのはやめた方がいいと思う。

(渡辺副大臣)

・ 実態をよく調べて、地方の士気に影響しないようにするにはどうすればいいのかも含めて、三役会議でも議題として取り上げたい。

○ 投票時に氏名を書かせるという方法は見直すべきでは。外国では、マークシート方式や意中の候補者にマルをつけるという方法もあると聞く。

○ カネのかからない選挙という点では、企業・団体献金の禁止、見直しをはかるとされているが、弔電、祝電のあり方はどうか。

(階政務官)

・ 具体的な検討は始めている。  
・ 弔電、祝電については衆議院の申し合わせの中で禁止はされていないが自粛することとなっていると承知。法制度としてきちんとすべきというご意見であればしっかり受け止めたい。

(渡辺副大臣)

・ 電子投票を実施した岐阜県可児市では、結果としてやり直しになり混乱を招いた。何かあったときのやり直しはどうするのかという問題もある。

・ 政治活動のコストは全体で話し合っていくべき問題。  
・ 総務省としても、みなさま方から、住民が工夫して頑張っているのを参考にしたい方がいいという地域があれば、喜んで足を運びたいと考えているので、教えていただきたい。

○ 国会議員の意見を取りまとめ、総務省に伝える役割を務めていきたい。

○ 過疎法の見直しの際には、定住自立圏構想と一緒に新しい方針を打ち出すのがよいと思う。過疎とは、定住できないということだからだ。しっかり働いて暮らしていけるということが大事。

○ 地域主権改革と国家公務員制度改革は表裏一体のもの。改革の方針は急いで決めて、実行は10年くらい時間をかけてやるのが大切、つまり方針はハードに、実行はソフトランディングで進めるべき。

○ 税制改正について、民主党のマニフェストには記述がないが、金持ち優遇・大企業優遇の税制を抜本的に見直すべき。所得税の最高税率を引き下げたままになっている。引き上げて、所得税に累進制をもたせるべき。